

非行少年の更生と地域社会の与える影響について

法学部 3年 200667 塚平敬

目次

I. はじめに

II. 少年を取り巻く環境について

(1)非行少年の現状

(2)少年の様々な環境について

①家庭環境について

②学校等社会的な環境について

III. 少年院の現状

IV. 現状の社会の対応

V. おわりに

I. はじめに

日本に限った話ではないが、世の中は大きく移り変わっている。現行少年法が制定された1947年の日本は終戦後間もない頃で文化・文明が発展するような状態ではなかった。しかしそこから75年以上経過した今、当時の環境とはかけ離れたものが日常となっている。スマートフォンをほぼすべての人が持っていたり、支払が電子化されていたりという技術的な発展もそうだし、人との関係性や接し方などの面も当時は想像もつかなかったような変化が時代の流れとともに起きている。そうすると当然少年の環境にも当時は考えられなかった変化というのが表れてくる。そうした状況を整理し、非行少年とそうではない少年とで具体的な差異というのを見つけ、現状のさまざまな対応が適当であるかどうか、また足りて

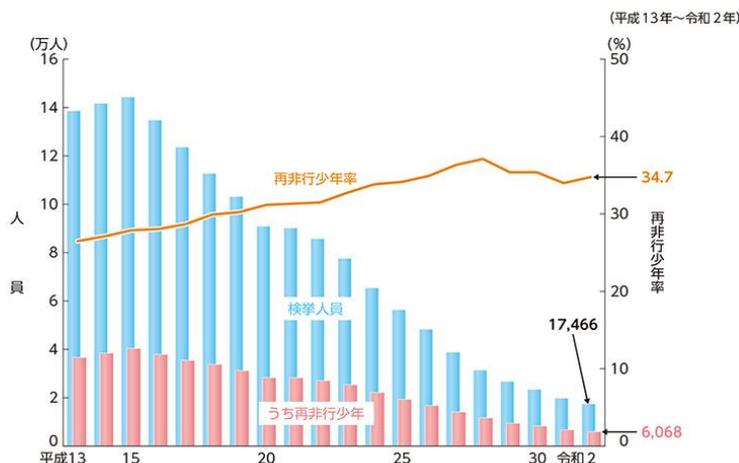
いない面があるとしたらどういったところなのか検討していく。

II. 少年を取り巻く環境について

(1) 非行少年の現状

まずはじめに、ここでは非行少年の現状について述べていく。少年の刑法犯検挙率は年々減少をしており、直近10年では平成24年の刑法犯少年が65448件だったのに対し、令和3年では14818件となっており、約4分の1にまで減少している¹。しかしその一方で、少年の再犯率というのは上昇傾向にあるといえる。平成24年の33.9%に対して、令和2年は34.7%とわずかであるが増加している²。刑法犯全体の再犯率が令和2年で49.1%であった³ので、高くないように思えるかもしれないが、3割以上の少年が再非行をしてしまっているという現状は重く受け止めなければならないと考える。刑法犯少年の絶対数が4分の1にまで減少しているにもかかわらず、再犯率がわずかであっても増加しているということは再犯を起こす少年の減少数が全体と比べて緩やかであるということが言えると思う。ということは、刑法犯少年の減少というのは再犯が減ったから減少したということではないということになる。したがって、ここから絶対数を減らそうとするならば再犯を起こさせないということが重要ではないだろうか。

5-2-5-1 図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。

3 触法少年の補導人員を含まない。

4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。

5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

4

¹警察庁生活安全局少年課 「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」(2022) 1頁

² 令和3年版「犯罪白書第5編/第2章/第5節/1」

³ 令和3年版「犯罪白書第5編/第2章/第1節/1」

⁴ 令和3年版「犯罪白書第5編/第2章/第5節/1」

(2)少年を取り巻く様々な環境について

少年が非行に走ってしまう要因は様々考えられると思うが、家庭環境を例に挙げて検討していく。

少年が一番最初に関係を築くであろう家族。非行に走ってしまう少年たちの原因で一番大きいのがここにあるのではないかと考えています。少し古い資料にはなりますが、第4回非行原因に関する総合的研究調査概要⁵という平成22年に内閣府が公表した資料によると、一般少年に比べ非行少年の方が「親から愛されていない」「親が厳しすぎる」「親は家の中で暴力をふるう」などと回答する割合が多いという結果になっています。このことから、少年はこうした思いを抱いたときに非行に走りやすくなるのではないかとということが考えられる。またこのほかにも「ちゃんとしかってもらいたかった」と答える人もいます。このようなケースは保護者が忙しく子供に構えず、放任だったなどの場合、寂しさから非行に走ってしまうという子も一定数いるのではないかと考えられる。これ以外にも様々な要因は考えられるが、以上の点から最終的な非行の原因は少年にあるとは思いますが、そうさせてしまうきっかけというのは家庭環境にもあるのではないかとということが考えられる。

Ⅲ. 少年院の現状

上記で述べた非行の現状を踏まえ、少年院ではどのような矯正教育が行われているのか調べ検討していく。

法務省 HP の「再非行防止に向けた取り組みの充実」によると、少年院法による「在院者の特性に応じた指導」、「円滑な社会復帰のための支援」と少年鑑別所法による「鑑別機能の強化」、「健全な育成のための支援」、「専門的知識等を活用した地域支援」という5つを通して再非行防止に向けて取り組んでいるようである。特に在院者の特性に応じた指導ということで個人別矯正教育計画を作成し、目標や内容、実施方法や期間など事細かに作成している上に、家庭裁判所や少年鑑別所の意見も取り入れて支援を行っているようなので、計画は綿密に練られているようである。また、退院後も困ることの無いよう社会復帰後に役立つ資格の習得や、ハローワーク等と連携し就労先の確保を行っている。少年の希望次第では高等学校卒業程度認定試験を受験することができるため、かなり支援としては手厚いものであるといえるだろう。しかし、退院後の支援についての記載が見当たらず、授業等でカウンセリングを行うということは学習しているが、具体的にどのくらいの頻度でということがなかった。また、確かに少年院内部の教育や支援というのは充実しているように思える。しかし、再犯を防ぐためには退院後の方がむしろ大切なのではないかと私は考えているため、この対応だけで充分達成できているかどうかは疑問が残る。

⁵ 内閣府「第4回 非行原因に関する総合的研究調査の概要」(2010)

IV. 現状の社会の対応

最後に現状社会全体として行われている取り組みについていくつか取り上げ、検討していきたい。

①警察と学校の連携強化

これは情報交換をよりスムーズにするためであったり、未然に非行に走ることを防ぐことを目的とした取り組みである。各都道府県の教育委員会と警察との協定を基にした学校との相互通報の仕組みや防犯教室のような形で非行防止教室などを実施したりしている。これは昨今 SNS による犯罪も起こっているためそうした取り組みにも発展しているまた、退職した警察官からなる非常勤職員として警察署に配置された職員が担当する学校へ訪問活動を行うことで安全確保の助言や、巡回活動、相談活動などより密度が高い形で実施することができている。

②就労支援

これは少年院が行っている取り組みの一環で、先ほど述べたことではあるが、ハローワークや法務省が認定した協力雇用主のもとに就職を取り付け、社会復帰をスムーズに行うことができるようにする取り組みがある。こうすることで経歴によって社会復帰が難しいということで長い間社会復帰ができないということが無いようにできるため、重要な取り組みであると思う。

また、どこまで細かく行われているのかは不明だが、就職後もそれで終わりではなく、カウンセリングが定期的に行われているようである。

③広報啓発

学校や地域に広告を打ち出したりチラシを配布することで地域全体でサポートしていくことが大切であるということをアピールしている。普通に生活しているだけではこうしたことに縁のない生活をしているので、興味を持ってもらうための活動としては大切である。

④BBS (Big Brothers and Sisters)

民間の取り組みの一つで、非行少年と比較的年齢的に近い大学生等と兄弟のように接することで悩みを相談しやすい環境を作ったり、一緒に学んで成長していこうというボランティア活動である。約 100 年前にアメリカで始まった取り組みを一部輸入する形で行われている。

以上の 4 つを主な取り組みとして取り上げたが、もう一步踏み込んだ対応も欲しいなと感じた。例えば、社会復帰の際に就職ではなく復学したいという場合、先ほど①で上げた退職した職員の巡回等では追いきれない可能性もあるのではないかとということや、カウンセリングの頻度もある程度復帰してから時間が経過し、本人も慣れてきている状況なら月 1 回実施等でもいいと思うが、そうでないなら本人が希望したタイミングですぐ話ができるという環境もあるといいのかなと感じた。ただ、この場合明らかに人員が不足するというのが目に見えているので、そうした人員を確保するためにどうするかという問題が出てくる。

例えばであるが、少年院を退院した一部の少年を雇ってカウンセリングの勉強をしてもらい面談等を行ってもらうというのもいいのではと考えた。この利点はお互いに非行を犯しているという共通点があるので、少年も相談をしやすいのではないかとということが挙げられるので検討する価値はあると思う。

V. おわりに

ここまで検討してきた感じたこととして退院後の居場所をどのように作るかということが大切ではないかと考えた。刑法犯少年の絶対数が大きく減少した一方で再犯率が高いままであるという現状を踏まえると、少年院を退院しても結局居場所がなくなってしまい、もともといた悪い集まりに戻ってしまったり、孤立してしまったりということが起きてしまう。こうなってしまっは手遅れなのでそうならないように退院後のできるだけ間もない期間だけでも手厚く対応することができる人員というのは大切だと考える。

したがって、少年院を退院後の少年が孤立することなく、スムーズに社会復帰ができる環境作りというのが再犯率及び刑法犯少年を減らすカギになると私は考える。